

学校法人君が淵学園 行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、教職員全員が仕事にその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2025年4月1日から2028年3月31日までの3年間

2 内容

1-(1)-オ-(イ)

目標1 2027年度までに、育児を行う教職員に対する、理解と協力が得られる職場環境を構築する。
(育児を行うすべての教職員が制度を安心して利用できる環境を整備する)

※ 目標達成のための対策

2025年度

- ・ 育児に関する諸制度について、学園内における連絡媒体を通じ定期的に周知を図る。

2026年度

- ・ 育児休業を取得した教職員に対して満足度アンケートを実施し、現状の改善点を把握する。また、その結果について調査および分析を行い、管理職へ共有する。

2027年度

- ・ 管理職を対象に育児に関する意識調査を行い、必要であれば育児支援に関する研修を実施する。

1-(1)-ア

目標2 妊娠中や出産後の女性教職員の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行う。

※ 目標達成のための対策

2025年度

- ・ 女性の教職員に対して、学園内における相談体制について要望や意見を調査する。

2026年度

- ・ 上記の調査結果を参考に、実施方法等について検討を行い、相談体制を整備する。

2027年度

- ・ 相談体制を確立するとともに、学園内における相談体制及びその他の諸制度の周知や情報の提供を行う。

1-(1)-オ-(ウ)
1-(1)-オ-(オ)

目標3 育児休業後における、原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

※ 目標達成のための対策

2025年度

- ・ 育児に関する諸制度について、学園内における連絡媒体を通じ周知を図る。
- ・ 休業者に対して実施する学園の情報提供方法の業務マニュアルを運用する。

2026年度

- ・ 休業者が出た場合のシミュレーションを行い、業務マニュアルの見直しを行う。
- ・ 休業者に対する学園の情報提供の方法を充実させる。

2027年度

- ・ 休業者への情報提供の状況を調査し、改善事項の確認、改善の実施を行う。
- ・ 休業者に対する学園の情報提供方法について改善を行う。

1-(1)-タ

目標4 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を行う。

※ 目標達成のための対策

2025年度

- ・ 人事労務担当部署（総務課、法人課、庶務課）において、諸制度の周知方法を検討する。

2026年度

- ・ 検討した内容をもとに、学園内に対し制度の周知、啓発を行う。

2027年度

- ・ 制度の周知、啓発の方法について状況を調査し、改善を行う。

1-(1)-イ

目標5 計画期間内に、男性の平均育児休業取得率を30%以上にする。
(2024年度実績：30%)

※ 目標達成のための対策

2025年度

- ・ 学園内における連絡媒体を通じ、産後パパ育休制度の周知、啓発を行う。

2026年度

- ・ 配偶者が出産した男性教職員に対して、産後パパ育休制度に関するアンケートを実施し、制度運用における改善点を明らかにする。

2027年度

- ・ 改善点を分析し、学園の規程や組織体制等の見直しを行う。

1-(2)-ア 目標 6 繁忙期の所定外労働時間を前年同期比で15%削減し、繁忙期における1人あたりの月間残業時間を20時間以内に収める。

※ 目標達成のための対策

2025年度

- ・ 繁忙期に特に所定外労働時間が多い部署における問題点の検討および業務内容の改善点を明らかにする。
- ・ 改善点を分析し、組織体制等の見直しを行う。

2026年度

- ・ 労働時間の適切な管理方法や業務の優先順位の付け方など、管理職を対象とした所定外労働時間に関する研修を実施する。

2027年度

- ・ 計画期間内の各年度における所定外労働時間の実績を調査し、目標達成度を確認する。

1-(2)-イ 目標 7 年次有給休暇の取得促進策を実施する。
(一般の職員について、年間の1人あたりの年次有給休暇の取得率を5割以上とする。)

※ 目標達成のための対策

2025年度

- ・ 時間単位休暇および半日休暇について周知を行い、取得を促進する。

2026年度

- ・ 年次有給休暇および時間単位休暇、半日休暇の取得状況について検証を行う。
- ・ 検証結果をもとに、改善事項の確認を行う。

2027年度

- ・ 改善点を周知方法に反映させ、年次有給休暇および時間単位休暇、半日休暇の取得促進に向けさらなる周知を行う。